

茨城県後期高齢者医療広域連合からの お知らせ

～平成20年4月から老人保健制度にかわり、「後期高齢者医療制度」が始まりました～

医療機関での窓口負担が変更となります

後期高齢者医療制度加入前医療機関での窓口負担が1割負担だった方で、後期高齢者医療制度加入後、世帯構成や収入が変わっていないにもかかわらず窓口負担が3割となった方について、次の要件全てに該当する方は、申請により1割負担になります。

- ① 同一世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者は一人だけである。
- ② 同一世帯内に70歳から74歳までの方がいる。
- ③ ①と②の方の収入(※)の合計額が520万円未満である。

※ 収入とは、前年の所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く。）であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除等の控除金額を差し引く前の額をいいます。

75歳到達月の自己負担限度額の特例が設けられました

75歳に到達し、後期高齢者医療制度の被保険者となった方が、75歳に到達した月に療養を受けた場合、誕生日前に加入していた医療保険制度（国民健康保険や被用者保険）と誕生日後に加入する後期高齢者医療制度のそれぞれの自己負担限度額まで負担することとなることから、自己負担限度額がそれまでと比べて、2倍になっていました。

そこで、75歳到達月の自己負担限度額については、それぞれ本来額の2分の1にすることになりました。
なお、この特例は平成20年4月にさかのぼって適用されます。

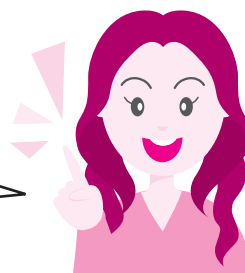
（例） 自己負担限度額の区分が「一般」の方が、2月に75歳になった場合

	1月	2月（誕生月）	3月
国民健康保険 又は被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
後期高齢者 医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円
合 計	44,400円 (国保・被用者保険44,400円)	44,400円 (国保・被用者保険22,200円、 後期高齢者医療制度22,200円)	44,400円 (後期高齢者医療制度44,400円)

後期高齢者医療被保険者証の更新は

8月1日 です！

該当者の方には7月下旬に郵送いたします。

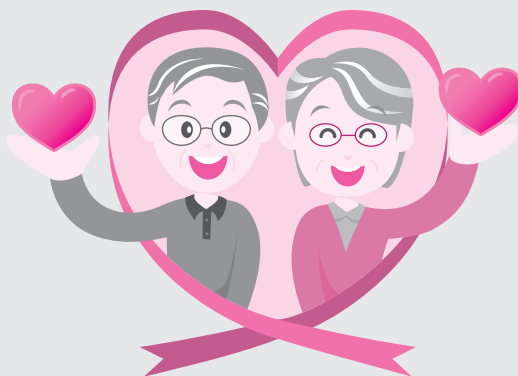


保険料の納付方法を年金天引きから口座振替に変更することができます

後期高齢者医療制度の保険料は、年金からの天引きが原則ですが、これまでは、一定の要件（過去2年間、国民健康保険税（料）の納め忘れがなかった方など）に該当する方に限り、口座振替に変更することができました。平成21年1月からは、その要件がなくなり、どなたでも口座振替に変更できるようになりました。口座振替への変更を希望される方は、常陸大宮市役所本庁または各総合支所での手続きが必要になります。

納付方法の変更にあたっての留意事項

- 納付状況等によっては、口座振替への変更が認められない場合があります。
- 納付方法の変更は口座振替に限りますので、納付書によるお支払いは選択できません。
- 納付方法を変更しても、お支払いいただく保険料の総額は変わりません。
- 口座振替の指定口座から保険料が差し引きできない場合は、年金からの天引きに切り替えることがあります。
- 年金からの天引きが中止される時期は、口座振替の手続きの時期により決まります。



保険料軽減措置により年金からの天引きが中止となった方の保険料の徴収が再開されます

平成20年度の保険料軽減措置により均等割が8.5割軽減され平成20年10月以降、年金からの天引きが中止になっている方は、平成21年度から保険料の徴収が再開され、7月から9月までは普通徴収、10月からは年金からの天引きになる予定です。

ただし、納期等は市町村で決定するため上記と異なることもあります。

● 問い合わせ先 ●

本庁 医療保険課医療年金グループ
税務課市民税グループ

☎52-1111 内線162・163・164（制度に関すること）
☎52-1111 内線232・233（保険料に関すること）

茨城県後期高齢者医療広域連合

〒311-4141 茨城県水戸市赤塚1丁目1番地ミオスビル1階
☎029-309-1211（制度に関すること）
☎029-309-1213（保険料に関すること）
FAX029-309-1126
HP <http://www.kouiki-ibaraki.ecnet.jp/>